

むろらん



市政だより

3月 / 1日

昭和49年 No. 335



待望のちびっ子アイスホッケーチームが誕生。初の試合に大ハッスル... — 2月23日中島スポーツパレス —

室蘭市民憲章

老人をうやまい、子どもの夢をはぐくみ
あたたかい心のかようまちをつくります。

青春をはぐくむ

働くヤングの城

市勤労青少年ホーム

室蘭市勤労青少年ホームは、働く青少年が楽しいグループ活動を通じて教養を高め、社会性を身につけ、あすへの生活意欲を盛りあげようとする。若い人たちの「お城」ともいえるでしょう。

気軽にくつろげ 充実した設備

このホームは、コンクリート造り二階建て、一階にはテレビ、囲碁、将棋、雑誌など気軽に楽しめるホール、談話室をはじめ、サークル・集会・講習会・グループの話し合い・ダンスの集いなどに最適な集会室や相談室などもあります。



▲ 洋裁教室

◀ ダンスサークル

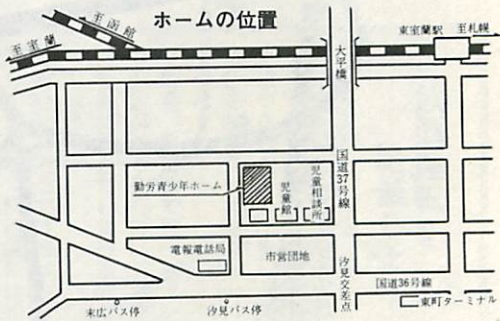


室、お茶、お花、手芸などのための和室のほか、卓球などできる軽運動場があります。

心があたたかくふれあう行事、催しのかずかず：

ホームでは、働く若人のためにかずかずの行事や催し物を計画、みなさんの自主的な活動をすすめています。

教養を高めるためにと生花（月・金曜コース）、料理（月・水・土曜コース）、手芸（リボン、アートフラワー、木曜コース）



洋裁（金曜コース）、油絵（金曜コース）、茶道（表千家・水曜コース）、書道ペン字（木曜コース）を設けて、料理は三か月ごとに、ほかには、随時入会受付をしています。

また、スポーツとして、卓球、野球、ソフトボールなどの各種大会や、春のハイキング、山登りをはじめ、キャンプ、スキー、スケートと屋外活動も活発に行われています。

勤労青少年ホームを利用するには

このホームを利用する方、またクラブ活動に参加する方は、つぎの要領によってください。

▽資格
室蘭市内の中小企業に働く十五歳から二十四歳までの青少年

▽申請と利用証交付

ホーム利用証交付申請書に、勤務先の証明をもらい、ホーム受付で「ホーム利用証」を受け、利用証を窓口の係員に見せると、館内を無料で自由に使用することができます。

▽開館時間
・平日 午後一時～午後九時
・日曜日 午前十時～午後六時
◎毎週火曜日、国民の祝日、年末年始は休館

※どうぞ、ホームに一度おいでになってください。内容について、係員がくわしく説明いたします

△ホームの住所
市内東町一丁目二十番二十七号
（電報電話局裏側）
電話④一三五番

「簡易保険」を 明るいくらしの設計に

新加入運動実施中
3月31日まで

簡易保険は、国営の生命保険として、保障のある明るいくらしづくりのお手伝いをしてまいります。ぜひ、この機会に簡易保険の加入をおすすめいたします。

加入についてのお問い合わせは、室蘭郵便局保険課（☎二九九〇）、または東室蘭郵便局保険課（☎四四三二）におたずねください。

—郵便局から—

わずかな会費であなたを守る

室蘭市交通災害共済制度に加入いたしましょう

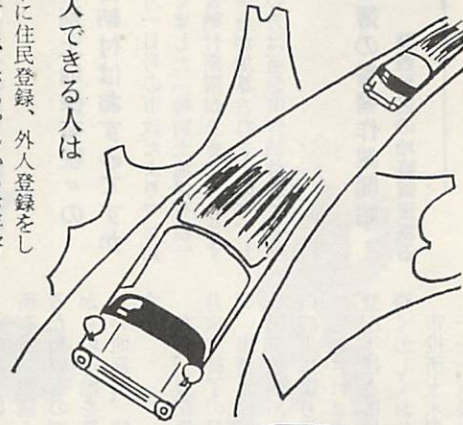
会費 年額 大人330円 16歳未満240円

きょうもどこかで交通事故のため尊い命が失れ、不幸な事態が発生していることでしょう。

室蘭市内でも、交通事故で昨年一年間に六人が死亡し、八百九十三人がケガをしています。この数は、五十五世帯に一人の割合です。

「室蘭市交通災害共済」は、不幸にして、交通事故にあつた人を、相互の助け合いによってすぐに見舞金を贈り、少しでも明るい市民生活を守っていくこうとするものです。

交通事故はひとごとではありません。万一に備えて、家族そろって交通災害共済にご加入されますようおすすめいたします。



加入できる人は

室蘭市に住民登録、外人登録をしている方は、赤ちゃんからお年寄りまでどなたでも加入できます。

共済会費は

加入者一人につき年額大人三百三十円、十六歳未満二百四十円です。会費は、加入申込みのとき納入します。



万一に備えて 相互の助け合いを

加入申込みは

加入申込みの方は、市役所公害対策課、または最寄りの各地区サービスセンターに備えつけてある申込み用紙に、住所、氏名、生年月日を記入のうえ、会費を添えて申出ください。

共済の有効期間は

加入した翌日から一年間が共済期間となります。

加入されました方には、ただちに共済会員証を発行いたします。ただし、他の市町村へ転出したときは無効になりますが、共済期間中に再び室蘭市内にもどってきたときは有効になります。

見舞金の請求手続きは

事故を扱った警察署の交通事故証明書、医師の診断書、会員証、印鑑を持参し、市役所公害対策課交通安全係へ届けければすぐに見舞金をお支払いいたします。

なお、請求のできる期間は、事故にあった日から一年以内です。

支給される見舞金は

等級	傷害の程度	見舞金額
1	死亡した場合	500,000円
2	全治6か月以上の傷害の場合	100,000円
3	全治3か月以上	50,000円
4	全治1か月以上	20,000円
5	全治1週間以上	5,000円
6	全治1週間未満	2,000円

※室蘭市交通災害共済制度について詳しくお知りになりたい方は、市役所公害対策課交通安全係、または最寄りの地区サービスセンターにおたずねください。

昭和49年度分

固定資産課税台帳縦覧期間

4月11日～4月30日

固定資産税第一期分の納期

5月16日～5月31日

固定資産課税台帳の縦覧期間は毎年三月一日から三月二十日まで、固定資産税の第一期分の納期限は四月三十日ですが、昭和四十九年度については、小規模住宅用地（市民の日常生活に最少限度と認められる用地）ならびに個人の所有する非住宅用地の税負担の軽減を図るための、地方税法の一部改正案が、現在国会において審議されております。

したがって、本市では、納税者の便宜を考え、この改正法が成立した後に、改正（減税）の内容によって縦覧と課税を行なうこととしましたので、課税台帳の縦覧期間と第一期分の納期を延期いたします。

特別土地保有税の申告納付はおすすめですか

二月一日号の市政だよりでお知らせしました「特別土地保有税」の申告納付期限がすぎいております。延滞金が増加されておりますので、お忘れの方は至急申告納付してください。

登記簿の書替作業開始

蘭西地区の地籍調査終了

悩みごとや苦情などは

移動市民相談室で

市では、日ごろ、みなさんがかかえている悩みごとや、市政に対しての意見、苦情などを気軽に相談できるよう、みなさんの地域内で「移動市民相談室」を開設しておりますので、この機会をどうぞご利用ください。

なお、対象区域外の方でも相談に応じておりますので、おいでください。

日時	会場	対象区域
3月6日 10時～12時	輪西会館	大沢町、輪西町1丁目、みゆき町
3月8日 10時～12時	東町集会所	東町1丁目、5丁目
3月18日 13時～15時	高砂中央会館	高砂町1丁目～5丁目
3月22日 10時～12時	港北町会館	港北町1丁目～5丁目
3月25日 14時～16時	中島町会館 （市役所中島地区センター）	中島町1丁目～4丁目

蘭西地区（幕西町の一部、沢町西小路町、緑町、海岸町一丁目の一部と三丁目、港南町、小橋内町増市町、祝津町、築地町、絵柄町の一部、清水町一丁目）の地籍調査がこのほど終わり、この調査測量の結果に基づき、法務局室蘭支局で登記簿の書替えを行なっております。

この調査は、地籍（地番、地目所有者、地積・面積）を明確にするためのもので、前記地内のこれらの土地を登記する場合は、新しい地籍図、地籍法が使用されます。

なお、登記簿の書替作業は、三月末で終了の見込みですが、この間、書替えの済んでいない土地の登記申請があるときは、国土調査の結果により登記が行なわれた後で処理されますので、一般の方の登記手続きには支障ありません。＊くわしくお知りになりたい方は市役所土木課地籍係（電話②一一一内線三七三）におたずねください。

国民健康保険被

保険者証の更新

国民健康保険の保険証は、毎年四月に各地区サービスセンターで交換をしておりますが、今年から各ご家庭に郵送することになりましたので、住所が変わっている方は、保険証を持参して市役所保険年金課または各地区サービスセンターで住所変更届をすませていただきます。

飲酒運転を

絶滅しよう

最近、よっぱらい運転による交通事故が非常にふえております。つきのことにご注意し、交通事故を起さないようお互いに気をつけましょう。

町会、自治会では
▽お酒がでる会合には、車を運転して行かないよう徹底しましょう
▽町会・自治会では地域内の町会を利用し、飲酒運転は悪質な故意犯であることを認識させよう

せ、飲酒したときは絶対に運転を「しない、させない」なことを申し合わせましょう
企業体、事業所では
▽職場においては「飲酒運転絶滅」の宣言をしましょう
▽職場においては、広報活動の活発化をはかり、社内報、機関紙などにより周知徹底をはかりましょう
家庭では
▽家庭においては「飲酒運転絶滅」を決めましょう
▽お酒がでる会合には、車を運転して行かないようにしましょう

十時～十六時

〇ところ 労働会館

〇講座内容

・計量管理の進め方

・計量法関係

・はかりの知識 ほか

＊くわしくは、市計量検査所（電話②一一一内線二五六）におたずねください。

街頭献血に

ご協力ください

3月14日（木）12時～15時

ニュージャパン前

計量主任者養成講座

を開設 無料

商店、事業所の計量器取扱者を対象に、つきにより計量主任者養成講座を開きますので、該当される方の受講をおすすめいたします
〇とき 三月十五日（金）

毎月十日は 防火の日 火を使う人ならできる火の用心